



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 APRIL / 168号

## ★ 2014年改正法の施行 ★

岡本特許ニュース第157号及び第159号で紹介した「特許法等の一部を改正する法律」が本年4月1日（意匠改正部分を除く）から施行されます。改正法について復習しておきます。

### （1）特許法の改正

特許無効審判と一本化され、廃止されていた特許異議申立制度が10年ぶりに復活します。特許異議申立は、特許掲載公報の発行日から6か月以内に誰でも行うことができます（特113条）。以前の異議申立（旧制度）と比較すると次のような違いがあります。

- ① 新制度では、異議申立書の要旨変更を認める期間が短縮されています。すなわち、旧制度では、異議申立をした場合、申立期間内であれば、取消理由通知の有無にかかわらず、申立書の要旨を変更する補正が可能でしたが、新制度では、申立期間内に取消理由通知があった場合、以降は申立書の要旨を変更する補正は不可能です（特115条2項）。
- ② 旧制度では口頭審理もあり得ましたが、新制度では全件書面審理とされています（特118条1項）。
- ③ 特許権者による訂正請求があったとき、旧制度では異議申立人に意見提出が認められていませんでしたが、新制度ではこれに対して意見提出が認められます（特120条の5、5項）。

### （2）意匠法の改正

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に加入するための整備が行われます。施行日はジュネーブ改正協定が日本において発効する本年5月13日です。

- ① 我が国を指定する国際出願は、協定に基づき国際登録及び国際公表がされていれば、その国際登録の日にはされた意匠登録出願とみなされます（意60条の6、1項）。
- ② 複数意匠を含む国際出願は、意匠ごとにされた意匠登録出願とみなされます（意60条の6、2項）。
- ③ 国際公表されることが前提であるため、「秘密意匠制度」（第14条）は適用されません（意60条の9）。
- ④ 意匠の設定登録前にその意匠が国際公表されることによる模倣被害を防ぐために、特許法に倣い「補償金請求権制度」が設けられます（意60条の12）。

### （3）商標法の改正

- ① 色彩や音の商標が、我が国商標法の保護対象に追加されます（商2条1項）。「音の商標」については、出願に際し、その商標に関して詳細な説明に記載すると共に、所定の物件（その音を記録したCD等）の提出が必要になります（商5条4項）。音声ファイルはオンライン手続きができません。
- ② 地域団体商標の登録主体が拡充されます。地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国の法人が追加されます（商7条の2）。

### （4）PCT国際出願

WIPOへの国際出願手数料等は「WIPO銀行口座への振込」の指定ができなくなります。この手数料等は、日本国特許庁に対する手数料と一括で納付できるようになります。